

参加資格に関する質問及び回答書

No.	資料名・頁	該当箇所	質問内容	回答欄
1	プロポーザル 実施要項 P2	5 プロポーザル の参加資格	参加資格を満たすためには、参加申込書類作成要領に記載している「①業務実績の対象となる施設の(ア)～(エ)に該当するもの」の業務実績が必要であるかご教示ください。	本プロポーザルの参加資格は、実施要項P2「5 プロポーザルの参加資格」に記載のとおりです。参加申込書類の提出様式に記載すべき業務実績がない場合であっても参加いただけます。
2	プロポーザル 実施要項 P7	11 (4) 第二 次審査 (プレ ゼンテーション・ヒアリン グ) の実施	ヒアリング会場のレイアウト図をご提供いただけませんか。	提供の予定はありません。
3	〃	〃	プレゼンテーションでは、技術提案書・工程計画書のデータを利用したPower Pointを使用し、説明してもよろしいでしょうか。	PowerPointを用いて説明することは差し支えありません。また、技術提案書類をプレゼンテーション用に編集し使用することも可能です。ただし、技術提案書類の内容と齟齬が生じることや、新たな内容を追加することはできません。
4	設計業務委託 仕様書 (案) P22	設計業務詳細	本敷地 (開発区域7,445.61 m ²) は都市計画法の許可を必要とする事業であると記載がありますが、ここで示されている許可とは、都市計画法第二十九条の開発行為の許可を示していますでしょうか。また、許可取得に付帯する一切の業務は、本業務に含まれているのでしょうか。	お見込みのとおり、本事業は、都市計画法第二十九条の開発行為の許可を要するものです。また、許可の取得に伴う一切の関連業務については、本業務に含まれます。
5	設計業務委託 仕様書 (案) P52	別紙3 必要諸 室等	子ども家庭支援センターの室名として「ひろば」との記載がございます。一方で、先日の見学会では「ひろば型」「専用型」については未定と伺いました。本提案においては、仕様書通り「ひろば型」とすることを必須条件として計画すべきでしょうか。あるいは、専用型の可能性を含めた提案も可能でしょうか。	仕様書に記載の「ひろば」は子育てひろば事業を実施するための場所を指しており、一時預かり事業における「ひろば型」を意味するものではありません。なお、一時預かり事業を、子育てひろばと同じスペースで実施する「ひろば型」か、専用保育室で実施する「専用型」のいずれかで実施するかは現時点では未定であり、今後基本設計の中で検討します。

No.	資料名・頁	該当箇所	質問内容	回答欄
6	設計業務委託仕様書(案) P53	別紙4	開発区域図(敷地図) CADデータをご提供いただくことは可能でしょうか。	質問にある開発区域図(敷地図)のCADデータにつきましては、提供の予定はありません。ただし、参考資料として一次審査通過者に対して図面画像データの提供を予定しております。
7	〃	〃	将来用地は、今後どのような利用をするのか想定がございましたら、教えてください。また、将来用地は本計画敷地と分割するもの(別敷地とする)と考えてよろしいでしょうか。	将来用地については、現時点で活用想定はありません。また、将来用地については、本計画敷地と分割し、別敷地として取り扱う計画としております。
8	〃	〃	敷地の奥側に将来用地(1, 300㎡程度)の記載がありますが、この用地の活用方針について現時点の想定がありましたらご教示ください。	将来用地については、現時点で活用想定はありません。
9	参加申込書類作成要領 P1	2(2) 提出部数	実績対象業務履行完了が確認できる資料(契約書等)は正本に1部添付でよいでしょうか。	お見込みのとおり、正本に1部添付いただければ結構です。
10	参加申込書類作成要領 P2	3(2) 様式3・様式4・様式5について	業務対象となる施設が国または地方公共団体の発注ではなく、民間の学校法人が発注したものであっても参加資格要件は満たされるのか否かについて、ご回答をお願いします。	本プロポーザルの参加資格は、実施要項P2「5 プロポーザルの参加資格」に記載のとおりです。なお、業務実績の対象業務は、国又は地方公共団体が発注した業務に限りますので、民間発注の業務は対象外です。
11	〃	〃	「業務対象となる施設が国または地方公共団体が発注した、新築または改築工事に係る基本設計または実施設計業務」とありますが、PFI/PPPの構成員として設計・監理業務をおこなった場合は参加資格要件として満たされるかご教示ください。	該当箇所に記載した内容は参加資格を示すものではなく、提出様式に記載すべき業務実績に関する事項を示したものです。なお、PFI/PPPの構成員として設計・監理業務を行った場合は、業務実績には含めません。

No.	資料名・頁	該当箇所	質問内容	回答欄
12	〃	〃	過去に所属していた会社での業務実績も含んで宜しいでしょうか。	総括責任者および各担当主任技術者については、過去に所属していた会社における実績も業務実績に含めることができます。
13	〃	〃	種別（ア）の基本・実施設計に引き続き、意匠伝達業務（監理）をH27年12月からH29年11月まで受注した物件は業務実績に含めてよいでしょうか。	業務実績の対象は、平成28年4月以降に発注（契約）された基本設計または実施設計業務となります。なお、意匠伝達業務（監理）は業務実績の対象業務には含まれません。
14	〃	〃	業務実績の対象として、放課後児童保育施設及び児童館の設計業務は対象と考えて宜しいでしょうか。	「児童館」は児童福祉施設のうち児童厚生施設に該当する施設であり対象です。質問の「放課後児童保育施設」が児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業に供される施設（東京都でいう「学童クラブ」）である場合は対象外です。 ～児童福祉法 第7条～ この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
15	〃	〃	記載した実績の対象業務について、履行完了が確認できる資料（認定通知書等）として 委託業務検査結果通知書 は認められますか。	委託業務検査結果通知書を、履行完了を確認できる資料として認めます。
16	〃	〃	業務実績の種別（ア）～（エ）による配点差はあるでしょうか。ある場合は事前に配点を公表いただくことは可能でしょうか。	配点差の有無および配点の公表はいたしません。

No.	資料名・頁	該当箇所	質問内容	回答欄
17	〃	〃	業務実績の対象となる施設は（ア）（イ）（ウ）（エ）とございますが（ア）は同種業務実績、（イ）（ウ）（エ）は類似業務実績との解釈でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
18	〃	〃	参加表明書提出までに業務を完了しており、かつすでに着工している設計業務とありますが、入札不調等により着工していない施設は本業務実績の対象にならないのでしょうか	理由を問わず未着工の場合は対象になりません。
19	様式	様式3～5	完成年月の欄について、すでに着工しており、現在工事中の場合は空欄とすればよいでしょうか。	完成予定年月を記入してください。
20	〃	様式10～13	様式10～13では各テーマごとにA3判1枚で記載する書式となっておりますが、文章・図・イラスト・表等の構成や分量は各テーマにより異なるため、各テーマをA3判4枚以内で自由にレイアウトしてもよろしいでしょうか？	技術提案書類作成要領 5(2) のとおり、1 テーマにつき A3 判 1 枚で作成してください。
21	〃	様式10～14	大きな図等わかりやすい資料を作成するため、枠を無くすことは可能でしょうか。その際、右上に整理番号を記載することのみがルールと考えてよいでしょうか。	様式10～14について、枠の削除など様式の変更は行わないでください。

江東区児童相談体制連携調整担当